

日韓教育比較

～日韓の教育問題とフリースクール～

京都教育大学大学院 連合教職実践研究科
教職実践専攻 生徒指導力高度化コース
106047 皆木 唯

日韓教育比較

～日韓の教育問題とフリースクール～

皆木 唯

生徒指導力高度化コース

要約：筆者は在院中に1年間韓国に留学した。その経験をもとに日本と韓国の教育問題とフリースクールについて比較研究を行った。二章では日本と韓国の教育問題の認識の違いを明らかにする。三章ではフリースクールとは何かについて言及し、“法制化”に視点をおいて日本と韓国のフリースクールの違いを述べる。なお、本研究では小学校で働く日本と韓国の教員に実施したアンケート調査の結果を用いて、現場の意見を聞くことができた。2つの国を比較しながら、文化的・社会的事象をとらえ、日本と韓国の教育に対する意識を考察した。

キーワード：教育問題、代案教育、代案学校、フリースクール、文化比較

第一章 はじめに

筆者は韓国の文化や韓国語に興味があり、2011年度に春川教育大学に留学した。韓国の教育大学に一年間通いながら、韓国の教育の実態や、問題などを垣間見ることができた。もちろん一年間の経験で韓国の教育についてすべてを語ることはできない。しかし、この貴重な経験を生かして、修了論文を書きたいという強い想いを抱くようになった。このような経緯から、留学中に関心を持った韓国の教育問題とフリースクールについて、日本と比較しながら述べたいと思う。

第二章 日本と韓国の教育問題比較

第一節 日本と韓国の教育問題

日本で今日教育問題として、取り上げられる事柄はたくさんある。例えば、いじめ・不登校等の問題行動、学力低下、子どもの主体性・意欲の欠如、自己肯定感や自尊感情の低さ、ニート・ひきこもりなどが挙げられるだろう（日本労働組合総合連合会，2012）。また、これから教師になる私たちにとって、教師の多忙化・指導力不足・家庭力の低下などの指摘も、軽視できないことだ。

では、韓国はどのようなのだろうか。日本に比べてやはり韓国は「学力社会」である。文部科学省のデータによれば、2010年の大学・短大（大学・専門大学等進学者は、大学，教育大学，専門大学，産業大学，技術大学への進学者である）への進学率は92.8%である。一方、2011年の日本の大学・短大（大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である）への進学率は57.6%である（文部科学省，2012）。このデータから、韓国では大学進学や大企業への就職に向け、日本に比較して教育熱心といえる。

子どもたちは“학원”（学院）と呼ばれる塾や習い事に幼い時から通っている。韓国には「英語・算数・音楽・美術・テコンドー」などの学院が至る所にある。学院の問題に関して、『1日4時間以上、習い事に通う子どもの30%が“憂鬱”』という記事を見つけた。この記事の中で、ハンリム大ソンシム病院（한림대성심병원）小児青少年精神科ホン・ヒョンジュ（홍현주）教授は、「学院での私教育は、激しくて融通のない雰囲気のため、子ども同士の自律的な関係形成が難しく、子どもと大人間のコミュニケーションも阻害するので、子どもたちの精神健康に悪い影響を及ぼしかねない（Chosun Media ヘルス朝鮮，2011）」と指摘している。

これほどまでに、学力向上や受験に力を入れる歴史的背景として、儒教文化の科挙の影響があるとみられている。また高校受験がないことも要因の一つであると考えられる。1974年までは、高校入試があったのだが、小、中学校での受験戦争がヒートアップし、「高校標準化制度（地域別に高校を指定し、抽選で学生を最寄りの学校に振り分ける制度）」が導入されるようになった（高月靖，2012）。そのため、初めての受験である大学修学能力試験（日本でいうセンター試験）に親も子も命がけになるのだ。

その他に、「富益富、貧益貧（부익부 빈익빈）」すなわち「富む者はますます富み、貧しい者はどんどん貧しくなる」という問題がある。日本でも同様の問題があるが、韓国はもっと顕著に表れているようだ。例を挙げると、ソウルの江南（カンナム）地区は教育の質が最高と言われており、そこの中学校に入学するため、江南に転居する家庭もある（コネスト，2012）。しかし、生活水準が高い江南に住める人は限られており、勉強のできる環境にあるお金持ちと、貧しい家庭の格差は広がる一方である。

第二節 アンケート調査による日韓の比較

生徒指導に関することを中心に、韓国の小学校で勤務する教員にアンケート調査を行っ

た。その理由は、文献や学生の意見だけでなく、現場で働く教員の意見を聞きたかったからである。韓国でアンケート調査をした後、日本に帰国してから、意見を比較するために日本の教員にも同様の調査を行った。

韓国での調査対象は、夏休みに春川教育大学の大学院に来ていた小学校の教員 8 名と大学教授 1 名である（男 3 名、女 6 名）。

日本での調査対象は、実習校を中心に、小学校現場で働く教員 9 名である（男 4 名、女 5 名）。対象者数は少ないが、現場の生の声を聞くという目的で実施した。質問内容は下の表 1 にまとめた。

表 1 アンケート項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 学級経営をする上で、心がけていること、工夫していることは何ですか。2. 日本／韓国の教育問題は何だと考えますか。
また、このような問題をどのように解決していかなければならないと考えますか。3. 最近の子どもの特徴（傾向）は何だと考えますか。長所・短所4. 自分のクラスに不登校の児童がいた場合、どのように指導しますか。5. フリースクールについてどう考えますか。（フリースクールに対するイメージ、必要性など） |
|---|

第三節 アンケート調査から見てきたもの

韓国の先生方のアンケート調査の結果をまとめ、最も多く挙げた問題が、9 名中 4 人（約 44%）が答えた「学力第一・入試第一の教育重視で、人間性の教育に欠ける」という問題だ。

また、韓国の私教育の実態について、春川教育大学の L 教授は「韓国の教育の最も大きい問題は、私教育機関に通う学生が多く、先行学習を受けており、そうでない学生との間に知識レベルの差が生じてしまっています。そのため学校が平等な教育を実施できなくなっていることです。このようにして、貧富により学生たちの学習水準に大差が生じるのです。先行学習によって教師に対する尊敬心もどんどん低くなっています。この問題を解決するためには公教育の機能を強化させ、私教育の機能を縮小させればよいのですが、韓国の保護者たちの子女教育に関する情熱と関心が大きいためほとんど不可能です」と答えた。L 教授以外の先生が、指摘した韓国の教育問題を表 2 にまとめた。

表 2 韓国の教育問題についての回答

- ・画一的な入試教育→学力社会、多様な教育環境が保障されていない。
- ・入試第一の教育→大学入試のための教育→私教育の彭湃（ほうはい：物事が盛んな勢いでわき起こるさま）
- ・入試第一、学力第一の教育→「大学修学能力試験」という目標に合わせた教育が成り立っている。協同よりは競争、人間性よりも実力が認められて重要視されている。
- ・入試第一の教育による競争→それによる学級内の児童関係が索漠化（さくばく：心を満たすものがなく、もの寂しく感じるさま）
- ・教師の過剰な業務→教えることに集中しなければならないのに、それ以外の業務のために時間を割くことが多い。自己中心主義→私为中心だと考える傾向→他人に対する理解・配慮不足
- ・家庭の経済水準によって学力格差が出ている。経済力が高くなるほど学力が高い。
- ・教権（教師としての権威と権利）の墜落→保護者や子どもの人権だけを尊重して教師の教権を守ってくれない。
- ・保護者の養育態度が過保護か放任に対局する。

一方、日本のアンケート結果はどうであろうか。韓国での結果はほぼ同様の意見だったのに対し、日本の先生方の問題意識は分散している。学力格差・家庭の経済力、教員の多忙化、保護者の養育態度などについては、韓国の結果でも同じようなことが指摘されている。指摘された日本の教育問題を表 3 にまとめた。

表 3 日本の教育問題についての回答

- ・教育の格差社会→様々な背景を背負って登校してくる子ども達に対して学校で行える事、家庭で行うべき事が混同してしまう。
- ・学力テストの問題、教育費の問題、教育条件の問題
- ・学力格差・家庭力の低下・子どもの心の不安定さ
- ・学級単位で動くことが多い→狭い人間関係→いじめが解決しない原因では？
- ・少子化、愛国心の低さ
- ・教育に関わる人の心が育っていない。事務作業が多く、子どもと関わる時間が減少。多様な子どもに対応するため、教員数の増員を願う。
- ・いじめ・不登校→いじめはいけないことという気持ち（道徳的判断力）が弱い児童がいる。
- ・経済力の向上による社会全体の倫理観の低下→児童に対する学校の役割の変化と理想と現実のギャップ。教育に対する価値観の多様性。親の我慢弱さ（大人ではなく親としての自覚・自認の薄さ）

第四節 考察

日本では「いじめ」の問題がメディアなどでもよく取り上げられており、社会全体が問題意識を持っている。この調査でも、2名の先生がいじめのことについて指摘された。ところが、韓国の調査では「いじめ」についての指摘はなかった。韓国ではいじめはまった

くないのだろうか。残念ながらそんなことはない。中学生が学校で集団無視を受けて自殺したという悲しい事件もあった。しかし、アンケートの結果を見ると、人々の認識としては、「私教育の拡大、子息教育に対する熱意、学力第一」のこのの方が問題になっているようだ。

一番多く指摘された、「入試・学力第一の教育・社会風潮になっており、人間性の教育に欠ける」という意見に興味を持った。これについてもう少し深く考察したいと思う。

韓国では中学校や高等学校で部活動が盛んに行われていない。留学中、バレーボールサークルの友人に話を聞くと、本格的に部活動をする場合、プロ選手になることが前提で、それを目指す生徒は「体育高等学校(체육고등학교)」に進むという。進学を考えるものは真剣に部活動に取り組まず、またその環境もないのだ。部活動は体力と技術は言うにおよばず、礼儀作法、協調性、責任感、忍耐力など、人間性を育むのに適した活動だと考えている。このような部活動が軽視され、「学院で勉強！次は習い事！」と学力のみを高めようとするのは一考すべきではないかと思われる。

第三章 日本と韓国のフリースクール

第一節 代案教育（オールタナティブ教育）との出会い

このような韓国の教育問題を調べていく中で、授業についていけなくなった子どもたちはどうなるのだろうかという疑問を抱くようになった。競争心の高いクラスメイトに囲まれて、学校に行きたくない子どももいるのではないか。そういった質問を韓国の友人になげかけると、基本的に韓国では「学校に行かない」ということは、ほとんどないという答えが返ってきた。

不登校があり得ないと考えられている理由を探っていくと、日本と韓国の大きな違いを発見した。日本の義務教育の場合は、出席日数は関係なく進学進級できる。ところが韓国ではそうはいかない。『初中等教育法施行令』という法律の第 50 条『修了及び卒業等』②に「学生の各学年課程の修了に必要な出席日数は第 45 条の規定に基づき、授業日数の 3 分の 2 以上とする」と示されているのだ。つまり、出席日数が足りなければ進級・進学できないという法律があるということだ。このようなことを調べていくと、既存の学校のほかに「代案学校」があるということがわかった。

第二節 日本のフリースクールと韓国の代案学校

第一項 フリースクールのはじまり

20世紀初頭から第一次大戦後の時期、主に西ヨーロッパにいくつものフリースクールやオルタナティブスクールが生まれた。この時期は、欧米社会で、国家による学校の制度化が進行し、定着していった時期であり、学校で子どもの心と体の管理が進んでいた。このような管理教育を批判的にとらえ、「子ども中心」をかかげた新教育運動がヨーロッパを中心に盛んになっていった（NPO 法人東京シュレー編，2000）。

また、フリースクールの元になったのは、オープンスクールやオープン教育だという。オープン教育は、戦後イギリスで開始されたインフォーマル教育から出発し、やがてアメリカに導入され、日本でも実施され始めた。オープン教育の理念を要約すると、①教授より学習に重点を置く。②学習者は一人ひとりが尊重して取り扱われる。③教師は学習者の個性と独自性を維持することに努める。④教師は学習者のパートナーシップでありガイド役である。これらの理念は、新しい児童中心主義と理解することができる。

オープンスクールとは、子どもたちの自主性や創造性を尊重して、一人ひとりの子どもたちの能力や興味に応じた個別学習をおこなう学校のことである。学年や学級を解消し、校舎建設にオープンスペースを多く取り入れるところから、「オープン・スペース・スクール」や「フリースクール」とも呼ばれる（井上ら，2001）。

第二項 日本のフリースクール

日本でいうフリースクールとは、一体何なのか。それを定義しようとするにあいまいで難しい。前述したように、フリースクール本来の設立目的は、子どもの自主性を育み、自由と責任について学ぶ場であった。しかし、1975年から不登校児童が年々増えだし（NPO 法人東京シュレー編，2000）、いつの間にか「不登校の児童生徒が行く学校」という認識を持たれるようになっていった。実際に「深刻化した不登校現象に対応するために、不登校の子供を持つ親たちの手で居場所をつくっていかう」という動きからつくられた（伊藤志野，1996，P262）フリースクールも出てきた。「日本のフリースクールは1980年代半ばから芽をだし、不登校にリアリティーをもって展開してきた（NPO 法人東京シュレー編，2000，P25）」という指摘もある。このようなことから、「子どもの自主性を大切にし、既存の教育課程に縛られない自由な学校」と、「不登校児童生徒のための居場所」という2つの認識が可能であろう。

第三項 韓国の代案学校

韓国の代案学校は、初中等教育法「代案学校の設立・運営に関する規定」第 60 条の 3 に「学業を中断したり、個人の特性に合った教育を受けようとする学生を対象に現場実習などの体験中心の教育、人性重視の教育や個人の素質適性開発中心の教育など、様々な教育を行う学校」と定められている。またイ・ジョンテは代案教育について「現在する教育の根本的な限界を直視し、それを克服しようと試みる教育を称するものだといえる（イ・ジョンテ，2008，P131）」と述べている。

代案教育は 90 年代の中頃から「画一的で抑圧的だった既存の学校教育に対する代案」として注目されるようになった。しかし代案教育が登場した頃、ちょうど中途脱落者の問題が深刻化しており、代案教育がその解決法案として採択された。このため、代案学校は「中途退学生のための施設」として認識され、“問題児が行く学校”というネガティブなイメージを人々が持っていた。ところがその認識はどんどん変わってきている。

教育評論家の尾木直樹は、臨床研究所「虹」韓国視察で、韓国のフリースクール『ミンドルレ（たんぼぼの意）』を訪れた。その時のことを「日本でフリースクールと言うと、いじめやさまざま事情から学校に行けなくなった子どもたちの居場所というイメージが強かったのですが、韓国の場合は、『自分は今の韓国の学校には合わないが別の道があるはず。その間ちょっと模索する時間がほしい』などと、自らドロップアウトしてきた非校生の子どもたちが多いというお話でした（尾木直樹，2011，P26）」と報告している。このことから、代案学校が自ら選択していく学校になってきていることがわかる。

韓国の代案学校の一例としてカンディ学校（간디학교）を少し紹介したい。この学校の教育目標は、「愛と自発性の教育で幸せな人を育てる」である。代案学校の区分は「特性化高等学校」になり、学生数は 120 名（2012 年現在）である。進学を目標とした教育はしないため、一般学校のように試験、宿題、通知表などはない。山中にある小さな学校で、たくさんのプロジェクト学習を行い、衣食住基本教育や自然の中での体験を重視し、頻繁に外国移動授業を行っている。また、教師と学生は親しい関係であり、たくさんの会議を通して活発で自治的な生活運営をしている（カンディ学校，2012）（教育人的資源部，2006）。

代案学校ごとに設立の目的や特性は異なる。全人教育や人間性の教育、体験重視の教育をしている学校もある。また、学校不適応・中途放棄の学生再教育、中途脱落学生の学業機会の付与を目的とした学校もある。こうした代案学校は私立が多いのだが、一部公立の学校もある（クァク・ヨンホ，2012）。

韓国から来ている教員研修生に代案教育の機能について尋ねることができた。教員の間では「学習指導要領に縛られない新しい教育」として評価され、文字通り「代案」の機能を果たしているという。公教育が代案教育を見習っていないといけないという考えもあり、研修もあるようだ。

第四項 日本と韓国のフリースクールの制度を比較

第二項と第三項では、日本と韓国それぞれのフリースクールについて述べてきた。ここでは、2つを相対的に見ていきたいと思う。表4は日本と韓国で義務教育におけるフリースクールがどのような位置づけになっているかをまとめたものである。

表4 日韓のフリースクールについての比較

(文部科学省「各国におけるフリースクール・ホームスクールと義務教育との関係」を参考に筆者が作成)

	日本	韓国
フリースクールの位置づけ	・各種学校、特定非営利法人、任意団体等。 ・正規学校の教育課程の弾力化により、不登校児童生徒を対象とした学校の設置も可能に。	・正規学校のうち自然体験等の体験学習を重視した「特性化中学校」、「特性化高等学校」を指定する制度がある。 ・フリースクールに相当する未認可の民間施設は「代案学校」とよばれるが、学歴は認定されない。 [改定案]：各種学校の一類型として「代案学校」を法律上規定（2006年3月25日施行）※
フリースクール、ホームスクーリングと教育義務・就学との関係	・義務教育を学校以外で行うことは認められていない。 ・正規学校に籍をおきつつ、フリースクールにおいて相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。	・義務教育を学校以外で行うことは認められていない。 ・未認可の代案学校に通う場合や、ホームスクーリングの場合、就学義務の猶予・免除を受ける。正規学校に籍を置くことは前提としていない。 ・原籍校に在籍したまま一定期間代案学校等で修学した課程は原籍校で認めてもらえる。
上級学校への入学資格	・正規学校に在籍していれば卒業を認めるケースが多い。 ・正規学校に在籍しない場合には、「中学校卒業程度認定試験」に合格する必要がある。	・正規学校に在籍しない場合には、「中学校入学資格検定試験」、「高等学校入学資格検定試験」に合格する必要がある。

※初中等教育法「代案学校の設立・運営に関する規定」

第 60 条の 3（代案学校）

- 1.（略）代案学校については、第 21 条第 1 項（教員の資格）、第 23 条第 2 項、第 3 項（教育課程）、第 24 条（授業）、第 26 条（学年制）、製 29 条（教科用図書の使用）と第 31 条（学校運営委員会の設置）から第 34 条（学校運営委員会の構成・運営）の規定を適用しない。
2. 代案学校は、小学校、中学校、高等学校の課程を統合して運用することができる。
3. 代案学校の設立基準、教育課程、修業年限、学歴認定、その他設立・運営に関する必要な事項は、大統領令で定める。

日韓での大きな違いは、日本では正規学校（学校教育法第一条に規定している学校）に籍を置き、フリースクールに通う児童生徒は「二重に籍がある形」になるが、韓国では正規学校に籍を置くことを前提としないという点だ。そのため、代案学校を選ぶ際に「学力認定」されるかどうか大きなポイントになってくる。また、日本の義務教育では、そもそも出席日数は関係なく進級進学できる。また在籍校の校長が認めれば、卒業も可能である。しかし韓国では未認可の場合「就学義務の猶予・免除を受ける」形になり、上級のためには検定試験に合格しなければならない。

日本はフリースクールが法的に位置づけされていないが、韓国では法改正により、初中等教育法の中で代案教育が位置づけられるようになった。日本の立場では、「法的に位置づけてしまうとフリーではなくなる」と考えられる。韓国の立場では「学歴認定等が関わってくるので、曖昧なままでは困る」と考えられる。現に代案学校の規定を追加した理由として、「学歴認定などを規定する施行令を市道教育庁（教育委員会）の条例にすること定めた学歴認定に関する基準が地域ごとに変わって、混乱を招くことを懸念し、2004 年 6 月頃、大統領令で規定することに決定した（教育人的資源部，2006，P45）」と『代案教育白書』に記されている。

法制化に伴い代案学校の類型別区分も韓国ではされている。ここで、代案学校の類型を紹介したい。代案学校は、「特性化学校」、「各種学校」「委託型代案学校」、「未認可代案学校」の 4 つに分けられている。各学校の機能や法的位置づけをまとめると、「特性化学校」は『初中等教育施行令』の特性化学校及び自律学校という名前のもと運営される公教育機関。この類型の代案学校は一般学校と同等の法的地位を持つ学校である。「各種学校」は『初等中学校法』第 60 条に基づき、「学業を中断したり、個人の特性に合った教育を受けようとする学生を対象に現場実習などの体験中心の教育、人性重視の教育や個人の素質適性開発中心の教育など、様々な教育を行う学校」と示されている。「委託型代案学校」は、

『初中等教育法』第28条および同法施行令第54条に従い、「学習不振児童に対する教育」という目的のもと、教育監が認定する教育機関へ委託し、該当の学校長が学生を受け持ち教育する学校である。そして「未認可代案学校」は現行教育法に基づき、学校として認定を受けていないが、制度圏外で学校不適応学生を受け入れており、学習者の多様な教育選択権が実現されている教育の場としてその役割を果たしている（クァク・ヨンホ，2012）。

第三節 考察

ここまで日本のフリースクールと韓国の代案学校を比較してきたが、そもそも、フリースクールとオルタナティブスクールは正確に言えば同じものではない。フリー（Free）に対して、オルタナティブ（Alternative）とは、「2つか3つ以上から1つを選択する余地」と「代案、他の方法、もうひとつの」という意味であり、韓国ニール研究会会長・キムウンザンはオルタナティブ教育について「公立学校の伝統的なものと違った経験を追求する教育（朝鮮日報，2005）」と言っている。

つまり代案学校は、既存学校の代わりになるもの、という解釈ができるのではないかと考えられる。それに対してフリースクールは、基になる、代わる対象になるものがない状態でつくられる学校なのではないかと思われる。その違いが法制化につながっているのではないか。

法制化されるとフリースクールはフリーでなくなってしまう。「学校教育法に拘束されない民間の機関」であるから、公教育でカバーできない教育課程、自分が学びたいこと、子どもの自主性に合わせた学習ができる。しかし、法制化されていない分、どんな学校も「フリースクール」と名乗ってしまえばフリースクールになる。フリースクールの質について考えていかなければならない。

第四章 総合考察

この研究では、同じ東アジアで政治的にも文化的にも関わりが深い韓国を比較対象にしてきた。義務教育が小学校と中学校であることや、6-3-3-4制であること、教科の編成など、基本的に韓国と日本の教育は似たところが多い。とはいえ、国が違えば文化も違い、当然異なる部分もある。異なることを見つけ、考察するプロセスの中で、新たな視点を持つことができた。

二章の教育問題では、韓国の学歴社会について取り上げた。ここで学歴についての考察

をしたいと思う。日本もかつては学力重視の学歴社会と言われていた。それが「詰め込み教育」や「落ちこぼれの増加」と問題視されるようになり、「ゆとり教育」が導入されるようになった。個性の重視、社会変化へ対応できる人間を育むことや「生きる力」が取り上げられるようになった。しかし、「ゆとり教育のせいで子どもの学力が低下している」という議論がされるようになり、また学力とは何かということが見直されるようになった。このような日本の教育の歴史を見ると、学力重視の価値観は、振り子のように行ったり来たりしているように思われる。

韓国の人々はやはり競争心が強いと感じられる。そして、点数や成績にこだわる傾向があると留学していた時に感じた。大学の成績も、日本のように「秀・優・良・可」の四段階評価ではなく、「A+、A、A-、…D+、D、D-」まである。さらに、相対評価であり、同じクラス（学科）で何%が何評価というのがはっきり決まっている。クラスメイトは友人でありライバルになるのだ。授業ごとに課題が出て、勉強しなければいけない環境である。課題一つをするにしても、評価を気にして取り組み、小テストをするとなると、深夜遅くまで勉強していた。そんな姿を見て「日本の大学生とは違うな」と驚いた。とにかく結果がすべてであるという感じを受けた。

周りと競い合いながら、自己を高めていく韓国の人々。そのため、ハングリー精神が強く、意欲的な態度が見られる。また、評価基準も高い。常に上へ上へと進む向上心があるように感じられる。しかし、それが過度になると、周りを蹴落としても自分が一番になればいいというような利己的な人間や、自分のことしか考えられない道徳性のない人間になってしまうかねない。

一方、日本の人々は比較的争いを好まない。周りと協調しながら、ことを進めていくタイプである。また、結果よりも過程を重視する価値観を持っていると思われる。その反面、結果である点数や成績という一種の目標を失いつつある。過程は結果よりも目に見えにくく抽象的だ。そのため、学ぶ意義を見つけられず、無気力になってしまう人々もでてくる。それが今日の教育問題につながってくるのではないだろうか。

今まで述べて来た日本と韓国の文化、人々の価値観から、三章でも少し取り上げた「不登校」にフォーカスを当てて考えると、日本では「不登校に寄り添って支援する」という姿勢で子どもに対応している。不登校に対するとらえ方も「いろいろな事情から学校に行けなくなってしまった」という認識が多いのではないかとと思われる。

韓国では、「不登校」という言葉はなく、いまだに「登校拒否」と呼ばれている。学校に

行けないというよりは、自分に合わないので学校にあえて行かないという感覚なのではないかと考えられる。

これから教員になる上で、日本と他国の教育について比較できたことはとても有意義であった。なぜなら、日本では当たり前だと思っていたことも、外国に出て、外から見ると日本独自のものであり、特徴であることが多いからだ。また、他国と比べることで新たな気付きや疑問が生まれ、深く考えるようになった。物事を相対的にとらえる視点や、一歩立ち止まって考えなおす姿勢を、これからも大切にしていきたい。

引用文献

- ・『Chosun Medea ヘルス朝鮮』2011年4月5日「4時間以上学院に通う子どもの30%が憂鬱」
- ・『朝鮮日報』2005年7月11日「代案教育でない、選択を許容する自律教育へ」
- ・イ・ジョンテ（2008）『代案教育理解』図書出版 たんぽぽ
- ・井上和幸・佐野茂・広岡義之編集（2001）『教育学基本マニュアル改訂版』創言社
- ・伊藤志野（1996）『NPO が変わる!?!—非営利組織の社会学（1994年度社会調査実習報告書）』千葉大学文学部社会学研究室&日本フィランソロピー協会
- ・カンディ学校（2012）『2012 カンディ学校教育計画』
- ・コネスト『韓国の教育事情』http://www.konest.com/contents/korean_life_detail.html?id=966 （2012年10月14日現在）
- ・クァク・ヨンホ（2012）『代案学校の類型別実態分析と発展法案』
- ・教育人的資源部（2006）（現、教育科学技術部：日本の文部科学省のような機関）『代案教育白書』
- ・文部科学省『中央教育審議会 初等中等教育分科会（第38回）議事録・配布資料～諸外国の事例について～』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/06042105/009.htm （2012年11月24日現在）
- ・文部科学省『教育指標の国際比較 平成24年版』（11頁、14頁）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/kokusai/_icsFiles/afieldfile/2012/07/26/1318687_2_1.pdf
- ・日本労働組合総合連合会『小中高校での学校教育の面から見た問題点』
http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/kyouikuikaikaku/mondai_2.html （2012年10月1日現在）
- ・NPO法人東京シュレー編（2000）『フリースクールとはなにか』教育史料出版会
- ・尾木直樹（2011）『尾木ママの教育をもっと知る本』ほんの木
- ・初等中等教育法（2006）「代案教育の設立・運営に関する規定」（第60条3）
- ・初等中等教育法施行令「修了及び卒業等」（50条）
- ・高月靖（2012年）『ワリカンにする日本人 オゴリが普通の韓国人』角川学芸出版